

## II 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主に対して助成金を支給するものであり、男性の育児休業取得促進を目的としています。

### 対象となる措置

本助成金は、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1～2のすべてを実施した場合に受給することができます。

#### 1 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組

平成28年4月1日以降、次の(1)～(3)のような取組のうちいずれかを、最初の対象労働者の育児休業開始日の前日までに行っていること。

- (1) 男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知
- (2) 管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨
- (3) 男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施

#### 2 男性の育児休業取得

雇用する男性労働者に、次の(1)～(3)のすべてを満たす育児休業を取得させること

- (1) 連続した14日以上(中小企業事業主は5日以上)の育児休業(※1)であること。
- (2) 子の出生後8週間以内に開始していること。
- (3) 平成28年4月2日以後に開始しているものであること。

※1 育児休業中に労働者が労使合意に基づき就業した場合は育児休業をしたものとは認められません。また、同一の子に係る育児休業を複数回取得している場合であっても、支給対象となるのは、当該育児休業のうちいずれか1回のみです。

### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件を満たすことが必要です。

#### 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～9ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと

そのうち特に次の点に留意してください。

上記「対象となる措置」のすべての措置の対象となった対象労働者(以下「支給対象者」という)の休業、出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

#### 2 休業制度等の規定

「育児・介護休業法」第2条第1号の「育児休業制度」および同法第23条第1項の「育児短時間勤務制度」について、労働協約または就業規則に規定していること。

#### 3 「次世代育成支援対策推進法」に規定する一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄の労働局に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。ただし、次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく認定を受けた事業主を除く。

**注意** 次のいずれかに該当する場合には支給対象となりません。

- 1 支給申請日の前日から起算して過去1年間において、「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策

推進法」「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」の重大な違反があることにより、助成金を支給することが適切でない認められる場合

なお、「育児・介護休業法」の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む  
 2 支給申請時点で「育児・介護休業法」に違反し、同法第56条に基づく助言または指導を受けたが是正していない場合

## 支給額

本助成金は、支給対象者1人あたり下表の額が支給されます。

ただし、助成金の支給は、一年度（※2）において、1事業主当たり1人までとし、一の年度において対象となる育児休業は、当該年度に開始した育児休業です。

なお、本助成金は、平成32年度までの時限措置の予定です。

	中小企業	大企業
ア 最初の支給対象者	60万円	30万円
イ アの翌年度以降の支給対象者	15万円	

※2 各年の4月1日から翌年の3月31日までをいう。

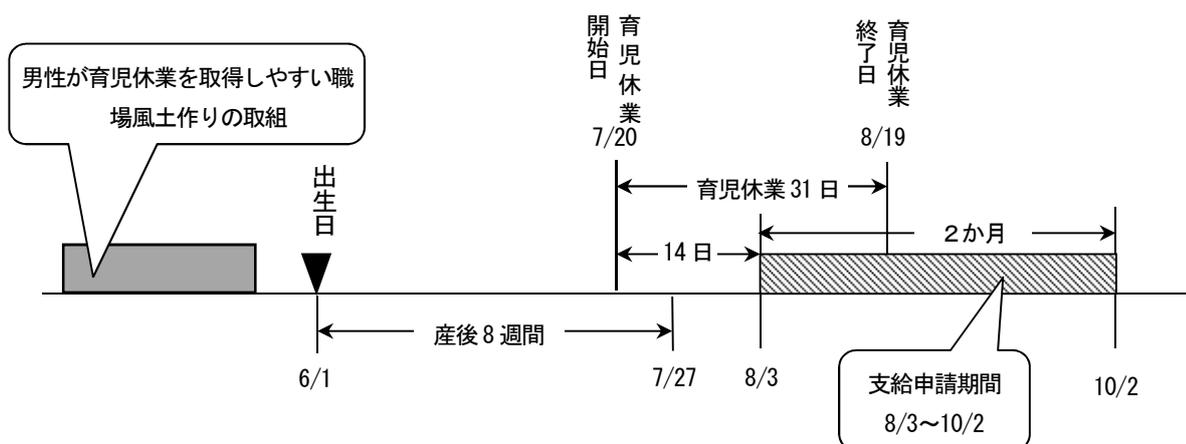
## 受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、支給対象者の育児休業の開始日から起算して14日（中小企業事業主は5日）を経過する日の翌日から起算して2か月以内に、「両立支援等助成金（出生時両立支援助成金）支給申請書」に必要な書類を添えて（※3）、管轄の労働局雇用環境・均等部（室）へ支給申請してください。

※3 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

（参考）受給手続の例

【例：7月20日から1ヶ月育児休業を取得した場合（大企業）】



## 利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局の雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。